

廃棄物処理施設専門委員への説明会

■ 開催日時 平成26年3月25日午後2時から

■ 開催場所 宮城県庁第1801会議室

■ 出席委員数 5名

■ 会議内容

1 開会

司 会：本日は、御多忙のところ御参集いただきましてありがとうございます。ただ今から、廃棄物処理施設専門委員への説明会を開催いたします。本日は、有限会社築館クリーンセンターの汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設の施設計画等に関する説明を予定しております。開会に当たりまして、環境生活部循環型社会推進課長の遠藤からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

本日は、委員の皆様には、御多忙にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。さて、宮城県では産業廃棄物処理施設の設置や変更に際しては、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱により、専門委員の意見を聴くことと定められております。本日は、有限会社築館クリーンセンターの産業廃棄物の焼却施設の設置計画及び生活環境影響調査実施計画につきまして、御意見をいただくものです。当該業者においては既に焼却施設を設置し、業を行っているところですが、既存の焼却施設を更新し、新たに施設を設置するものであり、処理量が1日あたり120トンと、民間の施設としては大規模となっております。産業廃棄物処理施設の設置に関しては、県民の関心も非常に高くなっております。委員それぞれのお立場から、率直な御意見を賜りますようお願い申し上げます。

3 出席者紹介、座長選出

司 会：続きまして、本日の出席者の紹介をさせていただきます。

まず、御出席の各委員について御紹介いたします。

大月義徳委員でございます。

香野俊一委員でございます。

境田清隆委員でございます。

徳田昌則委員でございます。

中澤廣委員でございます。

福島美智子委員からは御欠席の連絡をいただいております。

資料として、A4版で次第が1枚、出席者名簿1枚、資料1が1枚、資料2が3枚そして有限会社築館クリーンセンターの説明資料が1部です。また、これまでは説明会は公開で行ってまいりましたが、公開の対象となる審議会等にあてはまらないため、公開する必要がないものであることを御報告いたします。

次に、本説明会の座長ですが、事務局としては、徳田委員に座長をお願いしたいと考えております。

皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、徳田委員に座長をお願いいたします。徳田委員には、座長席にお移りいただき、会議の議長をお願いいたします。

(徳田委員座長席へ)

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。これからの進行は徳田座長にお願いいたします。

4 議事

座長：それでは、会議を進めさせていただきます。委員の皆様にはよろしく御協力をお願いします。

それでは、議事に入ります。まず、資料や進行方法等について、事務局から説明願います。

事務局：資料1についてですが、これは本日の専門委員への説明会開催に関する根拠条文ですので、御確認ください。産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱で定める第一種施設、焼却施設等の設置や変更に係る施設計画等協議書が提出があった場合は、同要綱第17条の規定に基づいて、知事は専門委員の意見を聴取することとなっております。本日の説明会は、有限会社築館クリーンセンターの汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設の設置計画及び生活環境影響調査実施計画について、事業者から専門委員の方々に説明を行う場として、開催するものです。後日、専門委員の皆様からは文書にて、今回の計画に対して御意見を頂戴することとしています。よろしくをお願いします。

続きまして、資料2について説明します。産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱第16条の規定による、当該施設の関係市町村となる大崎市及び栗原市の両市長からの生活環境保全上の見地からの意見書を添付させていただいております。

本日は、事業者から当該計画に関する説明があった後、各委員からの質疑、事業者の応答という形で行なっていただくようお願いいたします。

座長：では、事業者を入室させてください。

(事業者入室。プロジェクター等の準備。)

座長：では、本日の議題どおりに、廃棄物処理施設の施設計画等について有限会社築館クリーンセンターから説明願います。

事業者：それでは、お手元にお配りいただいている書類と、パワーポイントにより、説明させていただきたいと思います。なお、非常に大きなプロジェクトであるため、色々な説明を入れた関係で資料の枚数が多くなっております。全てを説明しますと、時間もかかるため、重要なポイントに絞って説明させていただきますので、若干の割愛があると思いますが、ご了承ください。

(資料2ページ)

まず、本日の説明の内容ですが、築館クリーンセンターとしての事業、なぜこのような事業、どういったコンセプトで実施することとなったかということ、有限会社築館クリーンセンターがどういう会社なのかという部分。また、更新事業の具体的内容として生活環境影響調査の実施計画、さらに今後の事業実施スケジュールという順番で説明させていただきたいと思います。

座長：それでは、まず更新事業内容の説明までやっていただいて、そこまでの質疑応答を行い、その後、生活環境影響調査実施計画の説明をお願いします。

(資料3ページ)

事業者：それではまず、本事業の背景とコンセプトの説明をいたします。有限会社築館クリーンセンターは、平成9年より産業廃棄物及び一般廃棄物の焼却事業を行っています。その他、焼却灰の造粒ですとか、多岐にわたる事業を行っています。中でも焼却施設の稼働後17年が経過しており、老朽化しており更新時期に来ており、その更新に合わせた事業になっています。2番目としまして地域環境の保全ということで、更新施設は新技術を導入した安心安全な施設を導入することによって生活

環境保全のさらなる向上を目指していきたいというコンセプトでございます。3番目としまして社会ニーズに対応していきたいということで、廃棄物の受け入れ体制を強化していきたい。様々な廃棄物が世の中で排出されているわけなんですけれども、そういったものの受け入れ体制を強化し、かつサーマルリサイクルとして排熱を利用したプラントを導入したいということで、排熱を利用することによって、地球温暖化防止にも多少なりとも貢献したいというコンセプトで事業を組み立てております。

(資料4ページ)

まず築館クリーンセンターの概要としまして、具体的な事業の内容について、次のページ以降で説明させていただきたいと思っております。

(資料5ページ)

まず、既設の産業廃棄物処理施設が3箇所がございます。第1工場として現在更新の対象となっている廃棄物焼却炉でございます。場所は栗原市築館にあり、地図上の位置は、また追って説明させていただきます。設置年月日は平成9年7月。廃棄物の種類としましては、廃油、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さと一般廃棄物の許可を取得しております。その他、同敷地内のがれき類の破碎や汚泥の移動式の造粒固化を行っております。処理能力は焼却施設が17t、木くずで14.3tとなります。

(資料6ページ)

第2工場としまして、すぐ近くの敷地の中で写真に載せております容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装再生処理事業を、平成14年から行っております。

第3工場としまして高清水エコプラザとして、製紙工場のばいじんですとか燃え殻を造粒固化してリサイクルするという新事業を平成19年6月から行っております。

(資料7ページ)

続きまして、更新事業の内容としまして計画の概要から施設の特長まで通して説明させていただきます。

(資料8ページ)

今回の計画の概要ですが、焼却施設の更新でございますので、焼却処理能力は120t/日で炉の数は1炉。1時間あたり5tということになります。運転時間は24時間。最新施設は連続稼働を基本としておりますので、この施設も24時間稼働と考えております。処理品目としましては、大きく分けて産業廃棄物、特別管理産業廃棄物と一般廃棄物に区分されております。まず産業廃棄物ですと汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリにはじまりまして、のべ13品目の許可を取得する予定でございます。特別管理産業廃棄物といたしまして廃油、廃酸、廃アルカリ、あと特定有害品目については、重金属を含まないVOC関係の特定有害の廃酸、廃アルカリ、廃油及び汚泥の許可に加えまして感染性廃棄物の8品目を予定しております。それに加えて、現業でも一般廃棄物の処理をさせていただいているんですけれども、今回も一般廃棄物の可燃物の処分業の許可を取得する予定です。

(資料9ページ)

続きまして立地場所でございます。まず現業の第1工場を既存焼却施設と表記させていただいております。上から見た地図を記載しております。現業は青いところで焼却、がれきの破碎等を行っております。そこから200mほど北西に行ったところに、赤線で囲んだ土地がありまして、この土地全てが築館クリーンセンターとして様々な事業をやっている土地でございます。その中のおよそ下半分に今回産業廃棄物焼却施設を設置する予定にしております。他のところでは第2工場でしたり、キノコを栽培しております。もともと、赤い囲いの左上にボイラーがあり、ボイラーの熱でキノコの栽培、農業施設に熱を送る事業をおこなっております。

(資料10ページ)

計画地を地図上に記載したものです。立地場所が栗原市内で、大崎市に近い場所。この紫の線が市境になっております。

(資料11ページ)

こちらが先ほど説明しました地図を拡大したものです。今回の事業予定地としまして、ハッチングの掛かった箇所が廃棄物処理法第15条で申請する事業地になります。有限会社築館クリーンセンターが所有している土地は、赤囲みとその上部を含む土地になっておりまして、これが敷地一帯として利用している敷地境界となります。今回、焼却施設を設置するにあたって、近くに片側一車線の市道があり、道路からこの黄色い線上の搬入路、これも市道です、を通り、敷地内に入るといふ搬入経路を考えております。赤囲みの左上の施設が、上の農業施設に熱を送っているボイラーであり、今回、そのボイラーを撤去してその跡地に焼却施設を建設し、そこで発生した熱を再度農業施設に送るといふ事業の組み立てになっております。

(資料12ページ)

続きまして平面配置図です。計画を配置図に落とし込んだものになります。まず、搬入された廃棄物の搬入経路から説明させていただきます。先ほど説明しました、搬入経路から敷地内に入った廃棄物運搬車両は、管理棟の前にありますトラックスケールで計量を行います。計量してマニフェストのやりとりを行い、場内道路を通って廃棄物を投入するプラットホームに入ります。プラットホームは建物の中でありまして、その建物の中に進入し、ごみピットやヤードに廃棄物を荷下ろしするのが、基本的な投入ラインになります。ピット周辺が悪臭、騒音の発生源ということになってきますので、まず建物がどこにあるのかを図の中で説明させていただきます。

このエメラルドグリーンで囲んだのが中心となる建屋になります。その建屋に入ってから廃棄物を降ろして、ごみピットを通じて焼却炉、このピンク色の部分になりますが、焼却炉に投入されることとなります。その他の主な建物としましては、燃え殻・ばいじんが排出されてくるので、その保管庫も完全に締め切られた建物で保管するという形になっています。その他、廃棄物の前処理としまして、黄色で書いているんですけど、サイズが大きく直接焼却炉に入らないようなものは、前処理といたしまして、破碎を行った上で焼却炉に投入することになっております。その他感染性廃棄物につきましては、ヤードやごみピットではなくて、専用の空調管理された保冷庫で保管し、他の廃棄物と分離して投入するラインを設けております。あと液状の廃棄物ですが、タンクに一時保管をします。さらに、今回ドラム缶専用炉を設け、ドラム缶にはいつている廃棄物をそのまま焼却することが可能な形式となっています。このため、ドラム缶保管場所を設けております。ピンク色の部分が焼却施設及び付随する排ガス処理、煙突、その他が設置されたエリアになっております。

(資料13ページ)

まだ色合いが確定しているわけではないですが、敷地全体を俯瞰して見ていただくために、今回イメージパースを作らせていただきました。搬入路が青矢印の地点で、ここからきた車両が赤い敷地境界を跨ぎまして、築館クリーンセンターの敷地に入ってくる。そして管理棟の前のトラックスケールで計量して、敷地が段になっていますので、坂を登っていきまして、プラットホーム、建屋の中で廃棄物を降ろす。若しくはピットの中で廃棄物を降ろしてそのまま焼却炉に投入される。あとは廃液関係の左側のタンクですね。あと燃え殻保管庫（焼却炉手前側）という構成になっています。場内道路は周回もできますし、イン・アウトの車も往来できるということで、敷地面積は比較的とれていると考えていますので、十分安全に走行できる敷地が確保できていると思います。

(資料14ページ)

続きまして処理フローですが、先ほど焼却炉という話をさせていただきましたが、焼却炉に入る前

と入った後、受け入れ保管工程・燃焼工程・排ガス処理工程の順番で説明を進めさせていただきま
す。先ほどプラットホームの中に破砕機があるという話をさせていただきました。サイズの大きい
廃棄物につきましては、破砕を行った上でピットに投入されることとなります。ほとんどの廃棄物
がプラットホーム若しくはピットの中に降ろされて、そのままクレーンによって焼却炉に投入され
てストーカ炉で燃やされて灰になって出てきます。落ちてきた灰につきましては、篩にかけまして
オーバー品とオーバー品でないものに分けまして、アンダーサイズのは自社で造粒固化処理を
行う。オーバーサイズについては管理型最終処分場で処理をするという計画でございます。

焼却による排ガスにつきましては、維持管理基準、構造基準の中で800度以上、2秒以上の滞留
時間を設けて燃焼できる再燃焼炉を設け、完全にダイオキシンを分解した後に、200度以下に水
を当てて冷却いたします。冷却された排ガスは消石灰・活性炭を噴霧され、バグフィルタを通り、
排ガスの浄化を行います。一般的な焼却炉ですと、排ガス処理はここで終わりになるんですが、今
回、2回住民説明会をさせていただきました。より環境に配慮した施設を作りたいという住民
様の要望もありましたので、バグフィルタに加えて、ダイオキシンの分解が可能な触媒装置という
ものを、バグフィルタと煙突の間に設け、さらなる安全装置として採用しております。そして、高
さ30mの煙突からクリーンなガスを排出するというところでございます。

サーマルリサイクルをどこでやるのかということですが、今回、焼却炉そのものが一般的な耐熱型
の焼却炉で、外側で焼却炉を冷やさなければならないということで、水冷式を使った焼却炉となっ
ております。そこで熱交換が行われてお湯ができます。そこでできたお湯を農業施設に送水するこ
とにより、サーマルリサイクルを行う予定でございます。

この焼却炉の投入方法としまして、廃酸、廃アルカリはそのまま炉内に噴霧ノズルで投入します。
ドラム缶は、専用の投入装置も設けております。その点については別途説明させていただきます。

(資料15ページ)

今回の施設の特長としまして、まずは高度な排ガス処理施設を導入することで、一般的な排ガス処
理に用いられるバグフィルタに加えて触媒装置を導入するのが特徴的です。2番目に、様々な荷姿
に対応できることがあります。いろいろな形状の廃棄物が流通しておりまして、そういった廃棄物
を安全に処理するという課題が課せられているということが廃棄物処理業者としてのテーマでご
ざいます。そういった廃棄物をできるだけ安全に様々な廃棄物を処理するというテーマとい
たしまして、ピットやヤードでの保管に加えて、廃液類のタンクドラム缶の保管、感染性廃棄物の
封入保管等の安全対策の確保された保管以外に、破砕による前処理、ドラム缶投入装置や感染性廃
棄物の専用ラインを導入することによって様々な廃棄物の荷姿、廃棄物を安全に処理することに配
慮した施設を計画しております。あとは先に説明しました熱利用ということになります。

(資料16ページ)

繰り返しの説明になりますが、先ほど説明しました触媒装置の前に熱風発生炉を設置させていた
だきます。これが何をするかといいますと、排ガスを処理するものではなく、温度を上げることに
よって白煙を目立たないようにする、つまり水蒸気を見えないようにする設備も予定しております。

(資料17ページ)

施設の特長の2つめとしましては、ドラム缶焼却炉を設けたことです。廃棄物がドラム缶のまま搬
送されるということが多くなってきています。その内容物の取り出しなど、危険作業を伴うとい
うことから、今回は自動で機械によってドラム缶をつかみ、専用の焼却炉に投入し、燃焼させ、出
てきた排ガスをストーカ炉で他の廃棄物と一緒に燃やすという、ドラム缶投入装置というものを設
けております。投入室は2重扉になっておりまして、投入する場合は外壁が開き、閉じたら内壁が
開いてドラム缶の中身を台車付きの焼却施設で燃焼させるという構造になっております。そうする

ことによって人がドラム缶の中身に触れること無く処理ができるという特長です。

(資料18ページ)

続きまして、医療系廃棄物の投入ということで、産業廃棄物13品目、特別管理産業廃棄物8品目の中で、特に感染性廃棄物について、安全性及び効率について配慮しております。感染性廃棄物は密閉された容器のまま投入されなければならない、開けてはいけないと、感染性廃棄物処理ガイドラインにありますので、できるだけ他の廃棄物と一緒にならない状態で投入されることが望ましいと思います。あとは、注射針等が入っている関係でできるだけ人の手に触れないように、自動化できる場所はするということで、今回、感染性廃棄物だけは別に空調管理された保管場所で保管し、エレベーターを使ってストーカの投入フロアまで搬送し、手動で自動搬送装置に乗せて、後は自動で焼却炉内に投入するという設備になっております。ここまで設備投資している施設もなかなかないと思います。先導的な形になっているのではないかと思います。

(資料19ページ)

熱供給ということで、ストーカ炉の側壁を冷やして、この青い部分が熱を吸収してお湯になり、そのお湯を周辺の農業施設に供給する。供給し終わった温水が戻ってきて、焼却炉を冷やすために炉に向かっていくという循環でサーマルリサイクルを行っていくという計画でございます。今までの焼却炉では利用できなかった熱を利用できるということで地球温暖化防止に寄与できること、築館クリーンセンターの使命としまして地域産業の活性化、過疎化が進んでいることと地域活性化、雇用の創出という部分で積極的に地元雇用も含めて地域を活性化させていきたいと考えています。

座長：どうもありがとうございました。それではどういったことをやるのかということについて、いろいろと聴きたいことがあると思いますので、お願いいたします。

中澤委員：能力を2倍にするということですが、その理由を教えてくださいませんか。

事業者：はい。これはまず、今、産業廃棄物として持っている許可が6品目しかないんですね。この品目を増やすことによって、今、お付き合いしているお客様からまず、物量としては増えてくる。6品目しかないことに対して、やっぱり他の品目についても処理してくださいという処理依頼というのは実際、たくさんきている。そういうものに応えることによって、ある程度能力を大きくしなければならないという部分と、実際にこの事業に取り組むに当たって市場調査をさせていただきまして、焼却処理の潜在的なニーズがやはり大きいということで、このくらいの処理規模であれば十分、廃棄物の獲得ですとか、営業上は問題ないだろうということで、この規模を選定したということになります。マーケットと実際のニーズを勘案して事業規模を設定したことになります。

中澤委員：今までの6品目って言うのは、資料に書いてあるうちの6つということになるんでしょうか。

事業者：そうですね。廃油、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さということになります。

中澤委員：処理計画の品目に汚泥がありますが。

事業者：産業廃棄物の品目で2大排出量を占めるのが、がれきと汚泥であり、圧倒的なシェアを占めております。

中澤委員：汚泥は、新たにといったことですね。

事業者：そうですね。

中澤委員：かなり、新しく品目をとられるということでいろいろ考えておられると思うんですけどね。

大月委員：事業予定地は現在何に使用していますか。

事業者：はい。建屋がございまして、先ほど説明しましたが農業用施設に熱を供給するためのボイラと、そのための建屋を設置しております。焼却施設設置に係るほとんどのエリアにつきましては、この事

業のために、何にも使わないで平地にしてとってあります。

大月委員：既に事業予定地として入っているところは、計画図を見ると少し高くなっていますよね。この、高くなっている箇所は、周囲の地盤を切って、切土にしているのでしょうか。それとも盛土でしょうか。

事業者：この図面、ちょっと立体感がなかったので大変申し訳ないんですが、搬入道路なんですけどこちらから、30メートルくらい高い位置にあります。

大月委員：高台は、土を盛っているのか、或いは周囲の地形を切って平場を作っているのか。

事業者：なるほど。このあたりに尾根が走ってまして、もともと高台になっているところがございます。ただ、ある程度整地はしておりますけど、自然の地形に近い状態だと思います。基本的には切土ですね。

大月委員：切土ね。

境田委員：ダイオキシン分解のために触媒装置を示しておりますが、これは、住民説明会かなにかで要望があったから、新たに加えたとかですか。

事業者：昨年の1月に第一回目の住民説明会を開催し、そのときには触媒装置というのは、特に設けてなかったですね。住民さんからいろいろなご意見をいただく中で、設備が、どんどん安全な施設にしていってもらいたいという要望があり、こういう気持ちは汲む必要があるかなということで設置することとなりました。通常ならバグフィルタで十分やっつけていけるという部分もあるんですけども、これは、企業精神として、もう一段階、高度な処理をする設備があるのなら、導入して、より安全な施設にした方がよろしいんじゃないかということで、付加したということになります。

境田委員：触媒装置の性能、スペック等、そういうものは示すことができますか。どの程度の効果が期待できるかっていうのはわかりますか。

事業者：今回の説明資料には記載しておりませんが、施設計画等協議書の中で、この触媒の材質ですとか、実際に分解した実験結果等をパンフレットとしてつけさせていただいております。実験データでは、99%のダイオキシンを分解したという実験結果を添付させていただいております。

境田委員：そうですか。もし差し支えなければ、設置コスト的には、どのくらいにかかるのか教えてください。

事業者：コスト的には、ちょっと一口には言いづらいですけども、数千万程度となります。

座長：触媒装置っていうのは、どういうやり方をしようとしているのか教えてください。

事業者：基本的には処理ラインと設定していますので、24時間、この施設が稼働している間は触媒装置も稼働しているということになります。

座長：では、そういうデータもあるんですね、使用実績って言うのが。

事業者：触媒は、比較的、ほとんどの施設についているというものではないんですけども、高度な処理を行っている施設には大体、採用されてます。

座長：一度見てみたいですね。あとで見せてください。他にございませんか。

中澤委員：新設の焼却施設で汚泥が今度から対象となるようですが、既存の施設では造粒固化ということで、汚泥を、かなりの量を処理しているんですけども、この造粒装置はどうなるのかっていうところと、現在、造粒をした汚泥っていうのはどういった処理をしているのか。

事業者：造粒固化施設に入れる汚泥と、今回の焼却施設に入れる汚泥っていうものには決定的な違いがありまして、有機汚泥は焼却することによって減容化、無害化する。こちらの焼却炉は有機汚泥を担当しまして、造粒固化処理では無機汚泥を担当するという住み分けになってございます。

徳田委員：そこはちゃんと書いておかなきゃね。汚泥っていうのは有機汚泥って。

事業者：はい、承知しました。現在、いただいている汚泥の許可ですが、許可が移動式、発生現場内に限るということでございますので、現在数年間、実績としてはございません。

座 長：造粒処理は19年にスタートしているようだが。

事業者：19年に開始したのは、燃え殻、ばいじんの造粒固化で、汚泥の造粒固化ではないということになります。

座 長：ばいじんを無害化するという話を書いてありますね。それはどういうやり方をするんですか。

事業者：無害化処理っていうのは、一般的に使われておりますキレート処理になります。環境省が定めるばいじんの無害化処理が4方式あります。その中で、今回の廃棄物処理施設では、燃え殻とばいじんを分離し、ばいじんの無害化処理として、キレートで固化することによって、特別管理産業廃棄物ではなく、通常の産業廃棄物のばいじんとして搬出するための処理、という意味合いの無害化処理です。

座 長：それは、造粒のところに行くわけではないのですか。

事業者：性状によっては造粒のところに行く可能性もあります。造粒固化施設の中で受入れ基準を設けておりますので、基準を統計的に満足するばいじんが出た場合については、造粒にまわすことも考えております。

座 長：普通の取り扱いはどうしていますか。

事業者：基本的には管理型最終処分にまわします。

座 長：次に、各種の排ガスの分析について、運転状況はどのように管理していくのですか。

事業者：運転状況の監視としましては、排ガス量、それからNOx、SOx、それに加えて、COとO2。これらに係る計器をつけます。これは、オペレーターの監視カメラ上に、リアルタイムで、数字を確認できるようにします。さらに、グラフに表示しまして、今行っているオペレーションがどういう具合に向かっているのか、一目でわかるようにしております。それで、一番燃焼に関係するのがCOとO2の関係ですので、完全燃焼を起こしつつあるのか、っていうのはCOで。逆に酸素濃度が落ちてくると、それで無理焚きであるとか、足りないということの判断ができます。リアルタイムで計器上に表示します。

座 長：それは、燃焼コントロールね。排ガスコントロールは。

事業者：排ガスコントロールは、消石灰の噴霧量をコントロールすることを今検討しているところです。

座 長：検討しているところですか。していない？

事業者：やります。いろいろな方式があるので、どの方式にするかは決まっていなくても、コントロールはする。

座 長：24時間稼働の場合、連続的に装置がやっているとと思うんだけど、その保障、例えば、どんな感じで計測器、システムの監視を行っていくか。つまり、機械が動いていても、本当に今後の判断ができない部分が出てくる。その辺の保障はどんな感じになっていますか。

事業者：通常の検査って言うのは当然、やってもらわないといけな。半年から一年の間に一回、定期的に検査をしていただきます。

座 長：半年から一年に一回。最初の一年目はもう少し頻繁に行うといった対応は無いのですか。

事業者：操業を始める前に、試運転期間というものがあります。この間は、メーカーが何度か確認して、間違いがないというところまで確認し、引渡しする。それで、この定期検査の中で、校正、調整、ゼロ点調整をやることによって、ほぼ狂いが無い状況までもっていけると思います。

座 長：そうすると、あとは定期検診のときに確認するということですか。

事業者：そうですね。

座 長：一年の間で、どのくらいそういう点検、装置のチェックの期間を設ける計画ですか。

事業者：実質稼働が300日前後になると思いますので、その中で一週間とか、月に2、3日とか、そのくらいになります。

座 長：次の質問、お願いします。

香野委員：ドラム缶投入っていうのは、どのような仕組みなんですか。

事業者：ドラム缶だけ傾いて、中身を出して、燃焼させる形式です。

香野委員：固形化しているものも出るんですか？

事業者：その場合には、中が燃え尽きるまで燃焼します。

香野委員：燃焼室に置いておくんですか。

事業者：燃焼室内で、中の壁が閉まった状態で置きます。固形化してしまいドラム缶を反転しても出ないものが結構あると思います。熱を加えることで出てくるということを想定しています。ある程度燃焼が進むペースで、まあ一時間に1本か2本くらいで、くべていく。

香野委員：そこでとことん、燃やしちゃうっていうことですね。

座 長：だから、引き上げるときには燃焼室内のものを降ろして、次のを入れると。

事業者：この色（資料17ページ：燃焼後のドラム缶）で示していきますように、ある程度、付着物がすべらない状態まで、付着物も燃やした状態で、出てきます。なのでドラム缶を茶色に塗っています。

座 長：わかりました。

座 長：続いて、生活環境影響調査実施計画の説明をお願いします。こちらは委員の皆さんも読んできておられると思いますので。

事業者：はい、こちらは質疑応答がメインになるとと思いますので、よろしくをお願いします。

(資料20ページ)

生活環境影響調査の実施計画といたしまして、まず、施設計画等協議書の中身として、どのような考え方で生活環境影響調査で予測を行うのかという計画を、まとめさせていただいております。

(資料21ページ)

事業のエリアということになります。今回事業予定地ということで先ほどの赤い線で囲っていた部分、今回点線に変わってございます。計画地といたしましては、有限会社築館クリーンセンターが所有しているこの敷地を事業予定地と計画地としております。

(資料22ページ)

特に配慮が必要とされる施設といたしまして、こちらが今回の事業予定地になってございます。今回特に配慮が必要な施設の位置のうち、一番近いところが逆三角形の1番、老人ホームとなっております。こちらが、介護老人保健施設の[夢の楽園]でございます。計画地からの距離が1キロくらいとなっております。この他、例えば小学校などは数キロ離れた町の位置にあり、近場ですと幼稚園が、これも数キロ離れた地点にあります。そういう位置関係を示せていただいております。

(資料23ページ)

今度は周辺の人家との位置関係ということで、これは緑色の部分が今回の事業地でございます、この予定地に比較的に隣接する形で2軒の人家がございます。これは南側に星さんと大場さん。住民説明会にはこの2名にも来ていただき、質疑応答等で御説明をさせていただいている方々でございます。

(資料24ページ)

次が搬入ルートと搬入台数ということで、処理能力が1日120トンですので、10トントラックで搬入するとして、一日12台、往来することになります。今回の計画地が、この黄色いところになるんですけども、この、主要県道の紫色のルートを通って施設に搬入するということでございます。搬入時間帯は午前8時から午後6時を予定しております。

(資料25ページ)

続きまして公害防止対策といたしまして、大気・騒音・振動・悪臭というところなんですけれども、まず大気につきましては、燃焼温度の管理、排ガスの急冷によるダイオキシンの再合成の抑制、集じん装置、排ガス中への消石灰、活性炭の噴霧による有害物質の除去、さらに、触媒装置の導入によるダイオキシン類の除去という形で公害防止対策を徹底していきます。

騒音・振動につきましては、発生源となる誘引ファン等について、必要に応じて防音対策を実施します。今回、「必要に応じて」というのはちょっと曖昧な表現になっているんですけど、実際には、屋内に設置できない誘引ファンですとか、白煙防止のファンにつきましては、防音壁を設置するという方向考えております。こういった、屋内、屋外含めまして、騒音振動発生源について、敷地境界において基準値を超えないような対策をとっております。

(資料 26 ページ)

公害防止対策(2)ですね。まず悪臭関係ですが、廃棄物そのものについては臭いのあるものしないもの、いろいろあるわけですけども、基本的には密閉性の高い建物・タンク・ドラム缶にて廃棄物を保管いたします。燃焼用の空気を、ごみピットの中のエアから取り込んで利用することによって、ピット内に負圧を生じさせ、悪臭につきましては漏洩しないようにいたします。これは一般的な、市町村さんの設置するような焼却炉でも同じような構造となっております。負圧にすることによって、建物内からの悪臭の漏洩を防ぐことができるというシステムを採用させていただいております。悪臭発生源となる搬入車両については、密閉型の車両による搬入を、収集業者さんに徹底していくという形になります。

続きまして沿道環境ということで、こちら車両に対してこのような対応を行います、ということで、今も実際、努めてもらっているところで、列挙させていただきました。周辺の通学時間帯について十分に考慮するということが書いてあるんですけども、この近辺、通学通路そのものが近隣にはないので、基本的な精神として、収集業者さんとも一体となって、維持管理、運営していくという考えでございます。

(資料 27 ページ)

公害防止計画目標値ということで、これは重複した部分が後からまた出てきますので、先に進ませていただきます。排ガスに関しては、もうちょっと細かい数値があとから出てきますので、排ガスは後段で説明させていただきます。騒音・振動・悪臭につきましては、公害防止条例で定める規制基準値を当該目標値とさせていただいております。悪臭につきましては、悪臭防止法の規制基準。今回、宮城県の悪臭公害防止条例が実際の管理規定法令なんですけれども、それに基づく規制基準値ということで臭気強度 1.8、をクリアするという形で運営管理、公害防止の計画を立てております。

(資料 28 ページ)

続きまして生活環境影響項目の選定として、この施設を設置するに当たってどういう影響項目を選定すべきか、環境省の定めるガイドラインに基づき、今回の事案に照らし合わせて設定しております。煙突からの排ガスですと、SO₂、NO₂、SPM、HC1、ダイオキシン類、悪臭ということになります。施設の稼働によって関係のある項目は、騒音・振動となります。施設からの漏洩という部分になりますと、当然悪臭の漏洩があるかないか、どういう影響が生じるのか。あとは廃棄物の運搬車両ということにつきましては、NO₂と SPM と騒音・振動。これは測定地点での予測を行っていくということでございます。

(資料 29 ページ、30 ページ)

項目を選定する理由として、先ほど説明いたしました大気につきましては、SO₂ からダイキシンまで。これが施設の煙突からの排ガス。また、廃棄物車両の走行による NO₂ と SPM。騒音・振動に

つきまして、施設の稼働に伴って生じる周辺への影響がどのくらいになるのかということから今回の項目として選定したものです。悪臭につきましては煙突からの排ガスで、排ガスに含まれる悪臭物質によって周辺へ影響を及ぼす可能性があるのを、調査項目として選定いたしました。施設からの漏洩ということで、これについては事前に対策を講じており、廃棄物の保管について悪臭の漏洩が想定されることから、生活環境影響項目として選定いたしました。

(資料3 1 ページ)

選定をしない理由として、まず大気質ですね。煙突からの排ガスの排出項目の中で、重金属類、その他の項目につきましては選定項目としておりません。これは先ほど品目のところでも説明いたしました。特別管理産業廃棄物の特定有害の項目の中で、重金属を含む廃棄物につきましては対象としないので、こういった排ガスにおいて、重金属の項目についてはほとんど影響がないということで、選定しておりません。水質につきましては、排水が発生しない施設だということから、基本的には排水がないということで、生活環境影響項目として選定しないということになります。

(資料3 2 ページ)

調査対象範囲の設定ということで、まず煙突排ガスの排出に係る大気質につきましては、いま、プレという形でやらせていただいております。最大着地濃度の出現地点のみを調査しております。調査計画書の一番最後のページに示させていただいております。計画地からの距離が700メートルと想定されますので、その2倍を見込んで、大気質の影響範囲としております。施設の稼働に伴う騒音、振動、悪臭につきましては、敷地境界及びそこから約100メートル程度と設定しております。敷地境界というのは、今回の事業予定地となっている築館クリーンセンターが所有している事業予定地を含む敷地で、現況調査及び敷地境界の設定をしております。廃棄物車両の走行に関する大気、騒音、振動については、計画しているルート沿道と設定しております。

(資料3 3 ページ)

環境保全目標値でございます。これは先ほどの公害目標値と基本的には一致する項目です。大気の数値につきましては、環境基準値に照らし合わせた公害目標値を超過しないように廃棄物を処理しなければならないということで、予測・評価の結果をこちらに照らし合わせて判断するというかたちになります。

騒音、振動、悪臭につきましても先ほど説明いたしました法令等に基づく、敷地境界その他における基準値を下回る環境保全目標値を設定いたします。

(資料3 4 ページ)

現況把握の手法です。大気・気象・自然ということで、現況調査とさせていただきます。例えば、大気汚染の状況ですと、既存資料で、測定局は築館局がありますので、築館局の最新年度であり偏重のない年度のデータを採用していきます。現地調査に基づいて、この測定局のデータに相関性があるということを踏まえまして、各地点、計画地内1地点での4季の現地調査を行って参ります。部分的にいうと2季になっている部分もありますが、このあたりの説明は御質問いただければと思っております。

気象につきましても基本的には既存資料、築館局、アメダス築館のデータを用いるわけですが、相関性等を把握するために現地調査として計画地内で4季の気象の調査を行います。自然環境も、机上の調査という形でまとめる予定でございます。

(資料3 5 ページ)

他の現況把握の手法として、施設の稼働②といたしまして、騒音振動につきましては計画地、今回、敷地境界4地点、東西南北の4地点で最も影響が高くなるだろうという地点を選択して、観測をいたします。これは降雨時積雪時など、特定の騒音のない時期の平日を選んで騒音振動を測るもので

ございます。悪臭につきましては計画地内の1地点、類似施設の風上、風下の各1地点で測定を行います。この風上・風下というのは、既存の施設がすぐ近くにありますので、悪臭の排出濃度そのものも既存の施設を参考事例として測定した結果を採用して、既存の施設はどうかということも踏まえ、現況の把握をさせていただきます。季節に関しまして、悪臭は夏、まあ臭気が強まる季節として、夏季を採用させていただきます。

(資料36ページ)

続きまして、運搬車両の走行についての現況調査を説明いたします。基本的には資料のとおりで、あとは車両走行、沿道ですね。これは人家に近い地点で、大気、騒音、振動を測定させていただきたいと考えております。

(資料37ページ)

騒音、振動も車両走行沿道の1地点で、特定の騒音のない平日、かつ、測定地点に関しましては民家に一番近い地点で現況把握をいたします。

(資料38ページ)

現況調査地点といたしまして、敷地境界がこのようにございまして、まず騒音、振動についてはこの敷地境界のうち、四点を設定しております。民家側については、施設から民家への最短距離となる点を敷地境界の中から選定させていただきました。

大気、悪臭に関しては、敷地の中心。気象に関しては同様に敷地の中を選定いたしました。

(資料39ページ)

沿道の調査地点ですが、計画地に廃棄物を搬入する沿道のうち、最も民家に近い場所で、運搬車両の沿道環境の測定を行います。

(資料40ページ)

既存資料の調査地点ということで、これは先ほどご説明しましたように築館一般環境大気測定局とアメダス築館観測所の位置を示しております。今回の予定地から数キロ離れておりますが、四角形の印のところは築館局、三角形のところはアメダス築館観測所です。こちらのデータを採用することが、相関性があるかどうかということも踏まえて、現況調査を行います。

(資料41ページ、42ページ)

予測・評価の手法ということで、大気、騒音、悪臭、振動ですね。その他について評価の手法を一覧表に示させていただいております。大気でいきますと、プルーム・パフ式と呼ばれる大気拡散予測で、当然長期と短期を行います。道路環境につきましても、「道路環境影響評価の技術手法」に基づくプルーム・パフ式による大気拡散予測によって、このような範囲で評価を行うということでございます。基本的には高さ1.5メートルで行います。具体的な手法については実施計画書のほうにより詳しく書かせていただいておりますので、そちらを抜き出して表記させていただきました。騒音、振動についても同様です。騒音、振動も、敷地境界100メートルで、予測評価はこのような手法で、行っていきます。悪臭につきましては臭気指数について、臭気指数規制2号基準に基づく予測計算を行います。臭気指数、こちら施設からの悪臭の漏洩につきましても、悪臭防止対策の内容を吟味して、定性的な予測を行うということになってございます。

(資料43ページ)

煙突の排ガス条件ということで、まず、現況調査を行う計画の段階ということでございますので、排出濃度につきましては法規制値を、現段階の排出条件とさせていただきたいと思っております。施設協議書の中で「達成可能な排出基準値」という表現があるんですが、その場合はプラントの「設計上」、達成できる濃度、例えば塩化水素ですと290という数字があがってしまっていて、この値は達成可能な290という値ではなくて、まず排ガスの条件としますのは、700、法令に基づく排出基準値

を一応ベースとして、それで予測評価を行った結果、どういうところに排出基準値を持っていく必要があるかということのをこれから評価していく段階でございます。条件としましては、煙突高さから始まりまして、排ガス量乾きが34、500ぐらい、ノルマル立米、吐出速度が13.54メートルパーセカンズ、これは白煙防止をしますと、20メートル弱くらいになります。窒素酸化物が250、硫黄酸化物はK値で17.5、ばいじんが40ときまして、塩化水素が700ミリグラムパーノルマル立米。ダイオキシンが、4トン以上の焼却炉ですので0.1という値でございます。

(資料44ページ)

煙突の位置ですけれども、平面図上の煙突がどこにあるのかということだけを表記してございます。ちょっと見にくいですが、紫色で囲ったところに煙突が30メートルの高さであります。この煙突の近くに、誘引ファンですとか、白煙防止のファンが接続されて、そのための誘引ファンを設置します。その周りに、防音壁を建てる計画です。

(資料45ページ)

騒音発生機器です。こちらは、比較的騒音レベルの高いものを騒音発生機器として選択していません。基本的にできるだけ屋内に設置したほうが良いということで、押込ファンですとか、破砕機など、騒音の大きいものは屋内設置としていただいております。先ほどお話ししました白防ファンですとか誘引ファン、これらも比較的大きいんですけれども、建屋の中に置ききれないということで、防音壁・防音工、サイレンサを設置して、という設置になります。

(資料46ページ)

振動発生機器です。こちらと同様で、メーカーに提供された値を用いて評価を行っていく、ということになります。

(資料47ページ)

騒音・振動発生源の位置ということで、先ほど紹介したものが何処にあるのかということのを平面図上にプロットしております。

(資料48ページ)

煙突排ガスの悪臭排出条件ということで、上半分は、先ほど説明いたしました煙突排ガス条件と同じでございます。どのくらいの悪臭が出るのかという部分に関しましては、既存の焼却炉の測定を行って、総合的に判断して、こういう濃度になるということとしました。この濃度が生活環境にどのような影響を及ぼすかのということを予測、定量的に予測していくということになっております。

(資料49ページ)

悪臭発生源の位置ということで、煙突とごみピットを示しています。

(資料50ページ、51ページ)

影響分析の予測、影響分析の手法として、こういった、影響分析評価基準に基づきま、大気、騒音、振動、悪臭の分析を行います。基本的には、影響の回避又は低減に係る分析ということと、当然生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析ということで、生活環境の保全目標値を下回ることができるかどうか、下回るためにはどういう排出基準値を設定しなければならないかということ踏まえて、生活環境影響調査の結果等の分析というかたちになります。

(資料52ページ)

続きまして事業の実施スケジュールということで、まず事業者側で考えている今後のスケジュールを、許認可に係るスケジュールを書かせていただいております。平成26年3月現在は要綱の手続をしているところございまして、今後、廃棄物処理法第15条の設置許可、許可がおりますと、

建築確認を行って、建設。建設期間もおおむね、実際に稼働するまでに1年くらいはかかるものと見ておりますので、早くて平成27年中に稼働する、というスケジュール観で考えております。

以上、長くなってしまっていて恐縮ですけれども、終わらせてもらいます。

座長：御苦労様でした。規定の時間を過ぎてしまいましたが、委員の方、よろしいですか。では、続けたいと思います。じゃあ、質問等お願いします。

境田委員：煙突のことですが、高さ30メートルですよ。180℃とか、速度で打ち上げますよね。有効煙突高度は出さなくていいんですか。

事業者：有効煙突高はコンケープの式で算定しておりますが、上昇分で150メートルとか、そのくらいになると思います。有効煙突高はそれに実体高を足すので180メートルを考えてます。

境田委員：それは、書いておかないと。基本になる高さですよ。

事業者：それはいずれ、しっかりと書きます。今は、計画の段階です。

：設計計算書の中で、通常定義です。有効煙突高としてHeとして50.24メートルというのが有効煙突高さになります。

境田委員：先ほどの150っていうのはどのような値ですか。

事業者：今申しました50メートルという数字は、硫黄酸化物のK値から排出濃度を算定するとき用いるボサンケの式という、決まった手法で行った数値であり、実際の拡散の高さの予測にあたりましては、通常用いられております、コンケープの式を用います。いろいろ気象条件によって変わりますが、先ほどの数字、50メートル、という数字は、気象条件によっては、そういう数字もあるケースもあると思うんですけども。

境田委員：気象条件が変わるんじゃないかって、その煙突自身の構造と、それからどれくらいの温度でどのくらいの速度で打ち上げるか、っていうことで決まる量は、どこかに書いておかないといけない。

事業者：それは、でも、風速によって様々に変わりますので、一つの数値で言うことはできません。

境田委員：実際の煙突の機能としては、こういう高さに打ち上げる、という値は決まっているわけですよ。その日、その時間によって、もちろんそれは実際には変わりますが。

事業者：それは、吐出速度ということで算定はしてあります。ただ、それに対して、風速が横から吹きますので、風速の高いときには有効煙突高も下がりますし。様々ですので、ひとつの数字で言うことはできませんので。ここでは、その数字を挙げておりません。

境田委員：それは、今後の予測に必ず必要な、基本的な量ですから、示していただきたい。

事業者：無風時だとブリッグズの式で、有風時であればコンケープの式でございますので、それぞれ無風時だったらいきたいどのくらい、有風時でも例えば1.5メートルとか、2.5メートルだとか、代表風速的などところを示して、そのときは実際、どのくらいの高さになるかということは、示していきたいと思います。

境田委員：はい。お願いします。それに絡んでですけども、現地調査の大気質のところ、敷地の中ですよ。それはどうしてですか。打ち上げて、風で流れるわけだから、それこそ、その場所で測ってもあまり意味はないですよ。それが良くわからなかった。

事業者：環境省の指針等ですと、最大着地地点での調査が望ましいとされておりますが、現地の状況としまして、現状、大気汚染の発生源というのは無いんですね。

境田委員：あの周りにね。

事業者：はい。なので、どの地点で測定しても同じような大気状況であるという前提をしております。

境田委員：この焼却施設ができて、その影響を調べるのが目的ですから、まあ、最大着地距離で測るか、それ

は良いですよ。その場所で測るよりは、想定されている、それこそ風下が想定されているので、100メートルなり200メートル離れた場所で、測るほうが、現地調査を行う意味がありますよね。1点だったでしょ。ひとつである必要はあまりなくて、もっとたくさん測っていただいても良いんだけど、一つもし測るとしたら、敷地の中で図るのはあまり意味がなくて、最大着地場所かどうかはわからないけれども、ある程度風下が想定されている。たぶん、西風が優先するところですから、東側で100メートルなり200メートル離れた所で現地調査をされるほうがずっと意味がある現地調査だと思います。

事業者：最大着地地点も東ないし東南東600メートル程度のところということは大体予想がついています。その場所を特定することはできます。田んぼとか山林内なんですね。それで、そこで測定してもよろしいんですが、基本的に、計画地内でも最大着地地点予測箇所でも、大気質の状態は変わってないと思います。でしたら、利便性というんでしょうか。実際の測定のメンテナンスだとか、そういったことを考慮しまして、計画地の中を今回、選定させていただきました。

座長：施設の中で、例えば漏洩があるとか、装置に関連したことで出てくるいろんな問題、というのは敷地の中で測るっていうのは明確に、いろんな情報が得られますよね。出したものがどうなるのかというのは、いろんな今までの蓄積の中で、こういうような気象条件の中でこういうところで最大着地濃度がある程度予測できるというのは、あると思います。だから、最大着地濃度出現予測地点で測っておくというのが、少なくともこれから20年、30年とやるわけですから、そういうものを一つポイントで設けるような方向っていうのは必要なんじゃないかという気がするんですけども。今のは、何処で測っても同じだから、一番手っ取り早いのはここだからという。ここだっていうのは敷地の中っていうのはちょっとね。そういう論理だっていうのは。それが普通なんですか、そういうやり方が。

事業者：はい、あの、実はですね、計画地周辺、中含めた周辺ですね。4季測定いたします。その数字をですね、予測のときにバックグラウンドに使うかどうかという話ですよ。で、バックグラウンドに使う場合もあります。

座長：バックグラウンドの話であれば、その考えでいいです。

事業者：別途、築館局のデータとつき合わせてですね、年間の評価をいたします。基本的には、代表性があるかということ客観的に判断した上で、700メートル先の所でも現況バックグラウンドとしては同じだろうという評価もできるという考えで現況調査地点を選びました。評価は当然、最大着地濃度出現地点での評価として、バックグラウンドと比較して行います。

座長：煙突排ガス条件が何かによって違う数値が書いてあるということで提示されたものと、私どものもらった影響調査実施計画の24ページの数値。これかなり違いますよね。

事業者：そうですね。

座長：これ、どうしてこんなに違うんですか。

事業者：まず、まっさらな状態での煙突の排ガス条件といたしましては、法基準値の排出基準値をここでお示しさせていただいております。で、実際の設計計算書上で、この施設計画協議書の中で設計計算、メーカーの設計計算書上、達成できる数字というのをお示ししております、それがお手元にある計画書24ページに入ってます。実際には、これから予測評価を行いますので、逆にメーカー側として達成できる数字を排ガス条件値として適切かどうか、まだこれから検証する段階でございますので、現状ではまず、排出基準値をひとつの、排ガスの条件といたしまして、それを予測評価することによってどういう基準値を、自社の排出基準値として設けなければならないのかということ、最低限の基準から設定していこうということですね。

座長：じゃあこれから、値は変わってくるという、そういうことですか。

事業者：そういうことになります。ですので、生活環境調査の調査結果を、また御覧いただき、数値が生活環境保全目標値をクリアするための排ガス基準値なんだということをもた見ていただきたいと思います。

座長：なるほど。施設計画等協議書の14ページに、副産物の処分計画とあって、副産物の種類と発生量、これ、とびとびにしかないんですね。この厚いのにね。14ページにあります。で、発生量として燃え殻が毎月220トン、ばいじんが185トンと書いてありますけれども、この根拠は。

事業者：燃え殻とばいじんの発生量ということでよろしいですか。

座長：そのとおり。

事業者：これはまず、設計基準値を設けまして、廃棄物ごとの組成、炭素ですとかから、この混合状況で燃焼したときに、どれだけのばいじんなり、粉じんが出るのかということ、設計計算書上でプラントメーカーの方が算出した数字でございます。

座長：ばいじんは、燃やし方でだいぶ発生量が変わるわけですね。性状によっても変わるだろうし。185トンっていうのは結構な量だと思います。その辺は、実際に試運転をしていって、この数字が変わってくると。そうすると、調査に係る排ガスの条件も変わってしまう。そういうことを含んだ数字なんですか。

事業者：はい。焼却炉の出口、集塵バグですね、このばいじん濃度としては、試運転の中でメーカーが数々納めてきた、設備のデータを取っておりますので、その大体の平均値が収まっているのかということにしております。そのもう一つの抑えといたしまして、全国都市清掃会議で研究成果の発表をしており、ばいじんの排出量に係る文献値と、メーカーのデータが近い値が出ていますので、文献の最大値を見て、設計書には安全サイドであろうという思想で作っています。

座長：そうすると、バグフィルタはこの粉じん量が発生した場合に、それを除去するというように設計されている。

事業者：もちろんです。ですから、そこに入っている粉じん量といたしましては、我々の経験値の中ではかなり、最大値のところまで設計しています。

座長：他にございますか。

香野委員：よろしいですか。表のことでちょっとお聞きしたいんですけど、資料45ページの数値は、メーカー値ということですか。

事業者：そうですね。ちなみに、各判断材料ですけど、基本的に1メートルの実績値となります。

香野委員：騒音発生源機器自体の大きさは、違いますよね。大きいものでも小さいものでも、近傍1メートルで測定し、協議書で見ると点音源として測定しているから、過小評価になってしまっているんじゃないかという恐れを、まず見るんですね。

大きい機器だったら、1メートルで測って90だったとしても、2メートルで測ったら、この式でいくと94になってしまうんですけども、実際は90からほとんど変わらないっていうのが当たり前。そのものの大きさ、これは小さな、点音源を標準としてやっているのか、その大きさがよくわからないので、一律にこの式を使っちゃって評価すると、いいのかなって。ただ、私その大きさがよくわからないので。

あと、疑問に思うのが、焼却炉そのもの、たいへん大きいですよ。

事業者：はい。

香野委員：そこからも必ず音が出てくるはずなんですけどそれはどうですか。それが載ってない。

事業者：焼却炉が騒音発生源になるという認識、今までやったこと無いと思います。

香野委員：ボイラーだったら低い音が出ますけれども、ボイラーとは全然違いますか、これは。

事業者：はい。この焼却炉にもボイラー構造のものはありますね。例えば、焼却炉に付随する助燃バーナーの音ですとか、着火バーナーっていうのは、焼却の音のように出ますので、それぞれの単体

での記載をしています。

香野委員：燃焼音は出ないんですか。

事業者：燃焼の音が無いとは言えません。ただ、全体の、振動発生装置といわれる3.7キロ以上のモーターで、大きな回転力、若しくは風を作用しているものをチョイスしているんですけども、それらの影響に比べて、無視できる範囲だということで測定はしていません。

香野委員：既設のものが今、稼働しているわけですね。

事業者：はい。

香野委員：既設の炉の特徴は全然、焼却炉として物が違うんですか。

事業者：物としては、違いますね。やはり、新型になっているので。既設の炉はかなり古いんですけど、押込ファンとか誘引ファンの音は非常に聞こえますけども。

香野委員：ええ。

事業者：焼却音そのものを意識できるほど、音は今現在、していません。

香野委員：これで行くと誘引ファンとか、又は白煙防止ですか。それは、外にあるんですね。サイレンサ効果含むということは外にそのまま、物が置いてあるんですね。

事業者：そう。こういう状態で。

香野委員：で、必要であれば、防音壁を建てるというのは、話しあったんだけど。

事業者：まず、このサイレンサは、消音装置といいますか、排ガスをラギング効果のあるダクトに通すんです。外に対してはその、騒音発生源の音が外に漏れないように、高さ6メートルの防音壁を囲うというかたちで計画をしております。

香野委員：どのくらいの大きさの物かよくわからないんですけども、火力発電所なんかではそういう物がすごい大きい音を出してるっていうイメージを持ってるもんでね。

事業者：なるほど。

香野委員：ちょっとその辺を伺おうっていう。

事業者：先ほどの点音源の部分は、設備のものをちょっと確認して、似たようにしたほうが良いのか、そういったことを確認します。

香野委員：パワーレベルで出したりとかね。各メーカーが1メートルのところで、その大きさでもってどれでも1メートルで測った音を出してるとは、ちょっと思えない。

事業者：同じような音になると思うんで、そこで評価して。

香野委員：そうですね。

事業者：それはちょっと確認して。似たように扱える物はそういう風に扱うこととしたいと思います。

香野委員：その方が安全だと思います。結構です。

座長：他にありますか。

中澤委員：悪臭なんですけども、現況の施設で測定して、それから予測・評価をするということですけども、実際、今度の新設の場合では、対象となる廃棄物が違ってきていて、さっき言っていた有機汚泥を含むということになった場合に、既存の悪臭の測定値を使って予測・評価する。それだけでいいんでしょうか。

事業者：既存の焼却施設について、新設のものは悪臭に対する対策を基本的にやっていきますので、密閉したりですね。それから、吸引とかをやりますので、現状より相当改善される計画です。一方で、現状の老朽化した施設で、測定とかをしております、風下側でも、悪臭防止対策要綱の規制の方はクリアしているという状況でございますので、それを参考にしまして、悪臭の対策を十分にきちんとやるという、事前対策を十分に吟味することによって、新しい施設の悪臭を評価できるんじゃないかと、基本的には考えております。

中澤委員：新施設は新たに有機汚泥等を処理する計画であるので、悪臭の影響を評価・予測する場合、新たな廃棄物の臭気に関するデータが必要ではないか。

事業者：煙突からのですね。

中澤委員：煙突じゃなくて施設の。

事業者：悪臭条件は、煙突から出る排ガスの悪臭の数字を現状のプラントで測定したということなんです。ですので、現状の、例えばごみピットですとか、建物から漏洩する悪臭の濃度を、今の、同じ施設で考えたということではございません。これはちょっと、私の説明不足でございました。

中澤委員：すると実際の、ごみピットから出る新規焼却炉の側には、そちらの悪臭に対する評価というのはどうなんですか。

事業者：予測評価については、対策を講じて、それが、対策が有効性があるかどうかということがやはり、基本的には定性的な評価になってくると思います。実際には押込送風機で誘引してますので、それで管理。対策がどの程度になるのか。それを悪臭対策の評価をもってして、定性的に問題が無いということ。建物の構造もしっかり見ていかなければならないという部分もあるんですけども。そういうところで予測・評価していくってところがほとんどです。

座長：ばいじんの処理をキレート化してやっていくというプロセスは、今もやっているのですか。

事業者：今もやっています。

座長：今もやってる。じゃあそれを、応用するということですね。ばいじんの分析、定期的にやってるわけですか。

事業者：ばいじんの分析は定期的にやっている。ただ、弊社は今、造粒固化施設を持ってますけども、今、既存施設の焼却施設のばいじんは、弊社の受入れ基準では受け入れられない値になってますので。ダイオキシンが約1.5くらい。弊社の受入れ基準は1.0ですので、現有施設のばいじんはすべて管理型に埋めています。今回の新施設でも、自社の施設の焼却灰も、性状の確認を毎月一回行っているんですけど、年に何回も基準をオーバーするのであれば、当然、管理型に埋立ということになりますし、数年間見て、安定的にダイオキシンでも重金属でも受入れ基準を満足すると判断できれば、造粒固化にまわすということになります。

座長：排ガスの急冷の条件を変えてダイオキシンの発生、ばいじんに対する、何が含有されるとか、今までの経験をこの設計に反映するとか、そういう話はあるんですか。

事業者：まず造粒をやっている経験上、ばいじんの性状のコントロールというのは、なかなか難しいだろうと。燃焼条件っていうのは24時間フルでやりますので、ある一定の条件で燃えると思うんですけど、それをばいじんの性状をコントロールするために燃焼条件をいじるっていうのは、技術的にはかなり困難。

座長：燃焼条件じゃなくて、煙の条件ですね。

事業者：今のところ、そちらのコントロールはかなりやっています。もし悪い物が出てれば、管理型にというようなスキームになってます。

座長：結構ばいじんの中にいろんな資源が入っている可能性があるんで、その活用という面からすると、せっかくあそこにダイオキシンコントロール用の炉をもう一つ作ったわけですから、もちろんこれをうまく活用なされると良いんじゃないかなと。

事業者：勉強させていただきます。

大月委員：先ほど悪臭の話、出てましたけども、生活環境影響調査実施計画書の17ページには悪臭、風上調査地点と、風下側ということで2点、書いてますけども、19ページの中ではこの悪臭に関しては、先ほどもちょっと話題出ましたけれども、施設内1点という表示になっています。この整合性は。

事業者：計画地内の現状のバックグラウンドといいましょうか、それを把握するという計画地の1点になっ

ています。

大月委員：では、なぜ17ページは2地点になってるんですか。

事業者：それは、既設施設の風上、風下なんですね。要は類似施設、今よりもちょっと旧式の施設になりま
すけど、その類似施設で実際に操業している状態で、風上、風下をとろうという事でございます。

大月委員：場所が違うんですね。

事業者：予備的な調査で、実際の施設はどうだろうっていうのを測っております。基本的には、低減対策を
策定し、今回の施設の内容で悪臭を評価しようという考えでいます。ただ、実際、既存の施設がご
ざいますので、実際はちょっと違うかも知れないですけど、参考として既存の施設で風上、風下の
悪臭をとった場合に、どのくらい影響があるのかということも把握しておこうということです。

大月委員：じゃあ実際には、そのデータも出てくるの。

事業者：出てきます。

座長：いかがでしょう。よろしいですか。時間を過ぎてしまいました。御容赦いただきたいと思いますが、
以上で、説明会は終了します。これに基づいて、実際に調査を行い、さらに、測定したものをもう
一度、評価をするんですよね。

あとは事務局よろしくお願いします。

事務局：貴重な質問、ご意見、ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。今後は、本日の（有）
築館クリーンセンターからの説明を受けて、後日各専門委員から文書でいただく意見、関係市町村
長からの意見及び説明会実施報告書に記載された地域住民等からの意見を総合的に勘案し、施設計
画等に係る生活環境保全上の見地からの知事意見を（有）築館クリーンセンターに通知いたします
（有）築館クリーンセンターはその知事意見を施設計画等に反映させ、生活環境影響調査を実施し
ます。その後、生活環境影響調査結果を含む設置許可申請書に係る地域住民等への説明を経た後、
法に基づく許可申請書の提出となります。以降は法に基づく手続きとして、告示縦覧し、関係市町
村や利害関係を有する者からの意見を聴取した後、生活環境影響調査の結果を踏まえた専門委員の
皆様からの御意見をお伺いすることになりますのでよろしくお願い致します。今回の意見につきま
しては、短期間ではありますが3月31日(月)までに、本日御案内させていただいています所定の
様式により、メール等で御回答をお願いします。

回答様式は、別途電子メールでも送付いたしますので、回答にあたり御利用ください。

座長：他になければ、本日の議事は以上をもって終了します。これで座長の職を退かせていただきます。
ありがとうございました。

司会：以上で廃棄物処理施設専門委員に対する説明会を閉会します。委員の皆様には、長時間にわたり御
審議いただきまして、ありがとうございました。